

協会だより

(一社)秋田市建設業協会

目 次

1. 行事報告

○要望書の説明（秋田市契約課）

○要望書の提出（秋田市長）

○建功会忘年会

1. 行事報告

○要望書の説明（秋田市契約課）

12月 2日（水）

秋田市への要望書「令和2年度建設工事に関する入札制度等についての改善要望」の提出に先立ち、入札制度の検討等特別委員会石川委員長が、同市契約課長及び課長補佐と面談し、要望書の要旨について説明を行いました。

○要望書の提出（秋田市長）

12月15日（火）

林協会長、山岡副会長、三浦副会長及び長谷川会計理事の4名が、秋田市長と面談し、要望書「令和2年度建設工事に関する入札制度等についての改善要望」を提出しました。（要望書については別紙参照）

○建功会忘年会

12月16日（水）

会員7名が出席し、秋田キャッスルホテル7階車屋において忘年会が開催されました。新型コロナウイルスに注意を払いながらも、伊藤会長の挨拶に始まって、田村副会長の乾杯から終始和やかな雰囲気の中で、往年の話題に花が咲く楽しい時間が流れていきました。

(別紙)

要 望 書

令和2年12月15日

秋田市長 穂 積 志 様

一般社団法人 秋田市建設業協会
会 長 林 明 夫

令和2年度 建設工事に関する入札制度等についての改善要望

秋田市政のますますのご発展をお喜び申し上げます。

平素より、当協会に対しまして格別のご指導ご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。

穂積市長におかれましては、コロナ禍の状況下、元気な秋田市を築き、次世代に引き継ぐため、高い緊張感をもって市政の推進にご尽力されておりますことに心から敬意を表します。

さて、昨年連続的な台風襲来に加え、本年9月に上陸した台風10号により、各地で観測史上記録的な暴風、大雨による被害が発生し、現在も多くの被災者が不自由な生活を強いられております。

市内においても、大雨洪水警報や避難勧告が発令され、被害が出るなど日常生活に支障をきたしましたが、一刻も早い復旧には、災害協定により速やかに善後策を講じるとともに、市民の負託にいつでも応じられるよう日頃の官民連携と企業力の維持が肝要であります。

現在、建設業界は、働き方改革や担い手の確保と育成及び生産性の向上など、取り組むべき課題が山積している状況にあります。

働き方改革関連法が2019年（平成31年）4月から順次施行され、大手企業では、その資本力とネットワークを生かして労働環境の整備が着々と進められておりますが、地方においては、長時間労働の防止やワーク・ライフ・バランスの推進など、柔軟な働き方の実現に向けて、これから具体的に改善を図っていかねばなりません。

そのため、発注者と受注者が相互に連携し、それぞれの責務を果たしていくことが必須であり、当協会としましても地域のインフラの守り手として、また、雇用の確保と地元経済発展のため、今後とも寄与してまいりたいと考えておりますことから、下記のとおり要望いたします。

記

1 市内建設業者の等級格付について

秋田市の経済が潤い雇用が拡充するためには、地元建設業者が受注機会を確保できる枠組みの中で公共事業が実施されることが重要であります。

しかしながら、表面上は地元企業でも実態は大手資本による地方支店と何ら変わらない企業が、徹底したダンピングを行って、その資本力を基に地元建設業者の市場を侵食していくケースが見受けられます。

このことは、経済の地域内循環が少なくなるばかりでなく、各地域で技術・技能を生かして地域社会の発展に貢献している地元建設業者の経営にとって大きな痛手となり、次第にその機動力が損なわれていくことから、地元経済はもとより、災害発生時の人命救助や復旧・復興さらには除雪作業、インフラ整備等に支障が出ることになってしまいます。

このため、格付制度の趣旨を維持するためにも、格付審査時に株主構成及び資本金額等を総合的に勘案して、大手資本とみなされる場合は、大手ゼネコンと同等の取扱いをして競争力の公平性を確保して頂くよう要望いたします。

2 建築及び設備工事の設計・積算並びに数量公開について

秋田市では、入札手続きにおける透明性、公平性及び入札参加者の利便性の向上等を図ることを目的として、設計数量の公開を行っておりますが、当該数量と実施数量との差が大きいため設計内容では工事が実施できない場合があり、適切な現地調査に基づいて、工法、積算、実勢単価等に十分配慮していただくようお願いいたします。

また、建築及び設備工事において公開する数量は、「参考数量」として取扱い、これに関する疑義は原則として質問回答の対象としないこととされておりますが、秋田県の営繕工事においては、改正品確法の基本理念に基づいて、今年度から、4千万円以上の新築及びこれに付随する設備工事について、「入札時積算数量書活用方式」の対象工事である旨を入札公告及び発注概要書に明記し、数量に齟齬があった場合は、発注者と協議して数量の訂正及び請負代金額の変更に及ぶことができるものとされております。

このことから、秋田市においても一定額以上の建築及び設備工事については、「参考数量」ではなく、県に倣って、適切に契約変更を行うことのできるいわゆる「契約数量」として公開されることを要望いたします。

3 最低制限価格制度について

秋田市最低制限価格制度取扱要領では、秋田市及び上下水道局が発注する建設工事に採用する最低制限価格については、設計金額5千万円未満の建設工事を対象として、87%から91%の間の掛率を開札前の抽選により決め、予定価格にその率を乗じて得た額とするとしております。

しかし、予定価格は取引の実例価格、需給の状況、履行の難易等を考慮して適正に定められる価格であり、これに抽選により決めた率を掛けて最低制限価格を決める方法は、工事の手抜き、労働条件の悪化及び安全対策の不徹底等を抑止して、請負契約の内容に適合した履行を確保するとした同制度の目的に即しないものであります。

多くの都市では国が推奨する中央公契連モデル（中央公共工事契約制度運用連絡協議会）を参考に、対象工事の直接工事費、共通仮設費、現場管理費および一般管理費を対象として最低制限価格を決めていることから、秋田市においても他都市を参考に制度を改正されるよう要望いたします。

4 低入札価格調査制度について

公共建設工事の入札における予定価格は、市場の実勢価格の調査（取引実例価格、需給の状況、履行の難易、所要数量、工期等）を考慮して契約金額を決定する基準として設定され、本来、当該価格と入札価格（受注額）との差の少ない契約が、適正な品質確保及び担い手育成等のため望ましいものとされております。このため、多くの都市が、公共工事のダンピング受注への対策として「低入札価格調査取扱要領等」を定め、その防止に対処しております。

しかし、秋田市低入札価格調査制度取扱要領における失格判断基準では、「入札価格が調査基準価格を下回る価格で入札した者全員の平均入札価格に、10分の9.5を乗じて得た額を下回っていること」と定めており、この基準では、落札価格が同要領第3条の調査基準価格未満の額で決まる方向に誘引され、ダンピング受注の抑止にはなっておりません。

このことから、秋田県低入札価格調査取扱実施要領の別表（第3条関係）失格判断基準（失格判断基準価格）を参考に改正されるよう要望いたします。

5 働き方改革への取組について

働き方改革関連法が2019年（平成31年）4月から順次施行されたことにより、建設業界は長時間労働の是正や違法残業の抑止、労働生産性の向上等について2024年（令和6年）4月から完全対応が求められております。特に、改正労働基準法では、

労働時間の上限が罰則付きで規定されており、これを見据えた「働き方改革」が喫緊の課題となっております。

このため業界では、労働者の環境改善、技術者や技能労働者の確保と育成への対処が急務となっており、また発注者側には、適正な工期設定と適切な予定価格、施工時期の平準化などが求められております。

今後、これらについての対応は、会社経営に大きな負担となるため十分な準備が必要であるとともに、発注者、受注者相互の理解と協力が必須であることから、秋田市の具体的な取組や進め方についてご教示をお願いいたします。

6 工事入札の質問回答日から入札書締切日までの期間について

秋田市が発注する建設工事の一部において、質問回答日から入札書締切日までの期間（1日）が少なく、回答内容によっては必要とする積算額を精査して入札書に加味することが出来ないため、質問回答日から入札締切日までの期間を5日間以上と規定する事を要望いたします。

また、回答や追加資料に対する再質問についても受け付けて頂くことをお願いいたします。

7 秋田市工事請負業者選定要領の土木工事・建築工事について

秋田市工事請負業者選定要領第7条選定基準では、「土木工事、建築工事、電気工事、管工事、舗装工事又は造園工事を入札に付する場合は、当該工事の実設計額に対する別表第1の等級に格付けされた者のうちから選定するものとする。ただし、実設計額が5千万円以上の土木工事及び建築工事を入札に付する場合は、別表第1のほか別表第2に掲げる者のうちから選定するものとする。」とされ、さらに別表第2では「実設計額1億円以上では総合点数850点以上」と規定しております。

しかし、本年12月1日現在、秋田市土木Aの格付けは総合点数850点以上が29社（ $29 / 46 = 63\%$ ）となり、平成17年当初の26社（ $26 / 59 = 44\%$ ）から増加し、また建築の格付においても同じ状況であることから、秋田市工事請負業者選定要領別表第2の土木工事及び建築工事総合点数850点の上昇変更と格付けの細分化による改正を要望いたします。

8 地元建設業者への受注機会の増加について

中小建設業界における経営状況は、平成26年施行の「担い手三法」や、平成31年施行の「働き方改革関連法」の背景にあるように大変厳しい状況にあります。特に、担

い手の確保と育成を進めるうえでは、適切な積算に基づく工事の受注から適正な利潤を得て良好な労働環境の確保を実現しなければなりません。

建設業の担い手の中長期的な育成・確保は、秋田市の発展繁栄にも大きく関わることであり、秋田市発注の建設工事は元より、秋田市が補助金等の交付を行う社会福祉施設及び関与する施設建設についても、秋田市が従来から採用し、地元経済への波及効果が大きい期待できる「分離発注方式」や、「地元建設業者のみで構成する共同企業体」を入札参加要件として頂きますよう、引き続き各関連部署及び各団体等に対しご指導頂きますようご配慮をお願い申し上げます。

9 秋田市総合評価落札方式ガイドラインについて

秋田市公契約基本条例が平成26年4月に施行されて以来、当協会員は条例の趣旨に沿うべく、総合評価落札方式ガイドラインによる労働環境評価及び地元貢献評価の規定や、不履行による場合の「減点修正」にも応じてきております。

しかし、最近の建設業界の労働者不足や資機材単価等の変動と不履行による減点により、総合評価への加点申請を見合わせるケースが増えております。このままでは、総合評価落札方式の本来の目的が失われ、建設産業の発展が危惧されることから、以下について要望いたします。

①ワーク・ライフ・バランスに関する取組の評価について

次世代育成支援対策推進法に基づく企業認定（くるみん認定）を受けるためには、本来101人以上の企業に義務付けられた行動計画策定の中で、9つの認定基準をすべて満たす必要があります。

特に、行動計画期間（2年以上5年以下）における女性労働者の育児休業取得率75%以上というのは、秋田市内の建設会社に女性社員が数名しか在籍していない現状では、認定のための対策や取組を積極的に行ったとしても、期間内に出産、子育てを行う社員は希少であり、認定を受けるのは困難であります。

このことから、ワーク・ライフ・バランスの取組を評価項目とするのであれば、くるみん認定だけでなく他の子育てや女性活躍の表彰制度も取入れて頂くようお願いいたします。

②労働環境評価について

各職種における労働者の最も安価な予定賃金を、入札時に申請しても、各工種の工程や進捗状況によって、当初予定した建設労働者の変更や増員となることは一般的

であり、入札時に評価をすることは実態に見合っておりません。

また、工事完成後における最も安価な支払賃金の履行状況の確認については、従事したすべての労働者を対象としていますが、第二次以下の建設労働者に支払われる賃金は、第一次下請業者等の権限によることから、受注者は、第二次以下の下請業者の建設労働者に支払った賃金を把握することは困難であります。

以上のことから工事完成後において、受注者が直接契約を結ぶ第一次下請業者の労働者に支払った賃金のみをその評価の対象とし、入札時には前回までの実績を評価する方式へと改正することを要望いたします。

③地元貢献評価について

入札時に下請業者の選定及び資機材調達先の計画を評価されても、受注後における市中の工事量、地元建設労働者や重機等の不足、工事進捗状況等による工程・工法変更、並びに資機材や労働者の単価高騰により、当初の評価内容で工事が完成することは稀であることから、入札時に評価することは実態に見合っておりません。

このことから入札時の評価を改め、工事完成後に実績として査定し、入札時には前回までの実績を評価する方式へと改正することを要望いたします。

④工事成績評定から減点することについて

蓄積された技術を日々研鑽し、熱意をもって物づくりに取り組むことで、成果の出来形・見栄え・品質などについて高い評価を得ることは、技術者冥利に尽きます。

しかし、総合評価落札方式の労働環境評価及び地元貢献評価の査定が、工事成績評定点から減点する方法であるため、良質な品質確保を目指した技術者の意識が低下しています。

労働環境及び地元貢献の評価は、工事の出来栄えや技術提案などの評定とは異質であることから、同ガイドライン7実績等評価項目の「過去2年間の同一工種における工事成績評定点」とは分離し、総合評価の別項目として、前回までの実績を評価する方式へと改正することを要望いたします。